

受託・役務委託単価規定

特定非営利活動法人 SOMA
2019年7月1日制定適用

1. 目的

この規定は、特定非営利活動法人 SOMA が外部から受託する業務および外部講師役務委託に関し、役務提供・委託時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務・講師区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。また、役務に必要である交通費に関しては都度計算し、別途支給とする。

(単位:円)

職務・講師区分	基準日額	基準時間単価	レベル等
SS	98,000	12,250	プロジェクトの効果検証、およびデータを概念的・学術的観点な両面から活用し新規成長概念の開発を担う人材。
S	64,000	8,000	プロジェクトリーダーとして、全体運営統括および各プログラム内容をトータルコーディネートする人材。
A	48,000	6,000	プログラムディレクターとして、担当分野のプログラム内容を監修し自らも実施しうる人材。
B	24,000	3,000	担当プログラムに基づき、専門分野の指導を行いつつ対象者と向き合い成長を促せる人材。
C	12,000	1,500	アシスタントスタッフ

※基準日額の稼働時間は8時間を想定している(移動含む)。

※基準日額および基準時間単価は標準単価であり、その事業における業務量・難易度等により基準日額が増減することがある。

※県外からの講師およびスタッフには、諸手当として役務1日につき上記表以外に2,000円を割増支給する。

以上